

議 員 派 遣 書

令和元年 12 月 20 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 125 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和元年度(平成 31 年度)岩手県市議会議長会第 2 回定期総会
 - (1) 派遣目的 令和元年度(平成 31 年度)岩手県市議会議長会第 2 回定期総会への出席
 - (2) 派遣場所 奥州市
 - (3) 派遣期間 令和 2 年 1 月 16 日から令和 2 年 1 月 17 日まで
 - (4) 派遣議員 高橋重幸副議長